

離婚・離別後の男女共同子育て

2009年8月30日(日)ヌエック(独立行政法人 国立女性教育会館)

協力:Kネット(共同親権運動ネットワーク)

参加者 29人(日本女性学研究会会員 4人含む)

1. はじめに

「離婚後の共同子育て」例会は、Kネット(共同親権運動ネットワーク)に協力を得て、埼玉のヌエックでの開催が実現しました。宗像充氏に基調講演をしていただき、その後、当事者としてのお話と、フロアーからの発言を基に、ディスカッションしました。

2. 宗像さんのおはなし

○民法の規定について

日本には面接交渉について明文化された法律というのがない。民法の中には、養育費についても規定がなく、面接交渉についても規定がない。養育費については、法制備不十分だとは言われているが、一応、強制執行するという手続きがある。面接交渉についてはそういう手続きもなくて強制力がないが、家裁の調停で面接交渉調停というのを申立てることが出来る。

民法の766条の、離婚した後の子どもの養育については協議して定める、その協議が整わない場合は裁判所で定める、というたったそれだけの簡単な規定を根拠にして面接交渉調停とういうのが成り立っている。調停を申立てることが出来るけれども強制力がないから、たとえ約束しても、守ってくれるとは限らない。だから、基本的には裁判所は強制力がないことについて、守ってくれないような約束というのをなかなか

かさせたがらない。簡単に言うと、相手方がどうしても会わせたくないって言うと、裁判所が、子どもを持つ側の意向に逆らうようなかたちで取り決めさせるということはまずほとんどないってような形になっている。

○裁判所のいう「子どもの福祉」

裁判所の中で、「子どもの福祉」ってということについての、統一見解がない。裁判所は、「子どもの福祉」を尊重して決定をすることができるが、「子どもの福祉」というものが、例えば、子どもを見ている側の「家庭の安定」であるとか、あるいは離婚したあとに子どもと行きかいることが「子どもの福祉」であるのか、ということについて裁判所の中で統一見解がない。だから、例えば、「子どもの福祉」にしても、いろんなことを行政訴訟しても、最後の水戸黄門の印籠のように、「公共の福祉」という形で全部訴えが棄却されるのと似たところがある。最終的に、「子どもの福祉」という言葉で、子どもに会いたいと言ってる側が、子どものために我慢しなさいっていわれる変な話になっていることがたくさんある。

○親権について

日本では離婚した後に、親権というのがどっちかの親に行くことによって離婚は成立する。多くは、離婚したときに親権をなくしてしまうと、結局のところ、会う保障がない。親権が一方に

いってしまうということは、片方の親が何も権利がなくなってしまうと、0 か 100 なわけで、そのような状態というのが良くないということで、ぼくたちは運動を始めてきた。

○当事者の状態

集会をやってみると、40 人か 50 人の当事者がわさっとでてきた。「離婚したら子どもに会えなくなってしまうのよ」と周りの人はみんなが言うし、手だてもなく、当事者は大体孤立している。ほくも子どもと引き離されて、自分の家の掃除ができるようになるまで3ヶ月間くらいかかったし、自炊するまで、3ヶ月間かかったけれど、当事者の状況はかなりひどいものがある。この運動を始めて、電話相談を受けることが多いが、「うちの息子が子どもと引き離されて、もう6年も失業している」とか、「うちの娘が子どもと引き離されて、もう5年も家の中に引きこもっている」とか、当事者の親から電話がかかってくることも多い。

○女性のほうが会えない場合が多い

数からいえば、離婚したあと、8割が女性の方に親権がいく。裁判を経由すると9割が女性のほうにいくわけだから、圧倒的に男性の方が会えなくなるのが多いけれども、当事者のグループのなかに出てくると、結構女性の割合が高い。3割か4割女性かなと思う。それはどうしてなのかなと考えると、これはデータから実証されていて、1973 年に相原さんという人が調査したときに、別居親と子どもの交流状況で、交流できている場合、父親と子どもの場合 21.1%、母親の場合 8.7%、しかない。母親は父親の半分くらいしか会えていない。もう一つ、1987 年の円よりこさんが主催しているニコニ

コ離婚講座の調査では、父親が別れて住む子どもと会っている割合が 29%、母親の場合が 15%になっている。父親が引き離された時よりも、母親が引きはなされた時のほうがより会い難くなっているという実態があって、それが当事者のグループの構成比率にも反映しているのかなと思う。家制度がまだまだ尾を引いている。

やっぱり女性の置かれた地位というのは、ぼくよりも、当事者本人たちが考えるべきことなのかもしれないけれど、よくない状況にあるのだろうと思う。

大体女性の側というのは、「子どもを捨てただめな母親」と言われがちである。「私だったら絶対子ども捨てないわよ。」という人もいる。養育費を払わない悪い父親がいるとか、会えないけど、養育費払い続けているりっぱな父親というのが逆にいて、そういう会えない父親というのは、昔からいるということは一応認知をされてきた。だけど会えない母親というのがあるっていうこと事態が、あまり認知されてこなかったところがあるんだろうと思う。

○会えなかった子どもたちと話す機会

会えなかった子どもの方たちと話す機会って、あまり多くはないけれど、たまにある。一つ印象深かったエピソードがある。昨年、町の中に、子どもにも親と会う権利があるでしょ、という集会の発足のチラシを配ったりポスターを貼ったりしたことがある。その時に、ある女性の方から、「私はもうすぐ 30 になるんですけども、お父さんと会えてないんです。お父さんがいることがわかったので会いに行こうと思っています。どうしたらいいんでしょうか。」というメールが入ってきた。そのチラシ、ポスターの文面を見て「私はお

父さんに会っていいと思った」と。そういうような感覚というのが、ずっと子どもの中でも、積み重なってきたということはあるんだろうと思う。簡単にいうと日本の中では、やっぱり離婚したら会わせない方がいいんじゃないのかというふうな風潮というのは、ずっとあったと思う。

○フェミニズムについて

男女共同参画で、家庭の中でも、子育てというものについて、男性もやるべきであると言われてきた。ぼくも1人暮らし長かったし普通に日常の習慣として家事育児をやってきた。そういう中で、育児も、子どもできたんだから、自分の子どもなんだから、面倒見るの当たり前だと思ってやった。離婚したとたんに「もうあなたは子育てしなくていいですよ、子どもと関わらなくていいですよ」と言われても、納得する人はいない。だから離婚後の子育てという視点は、欠けていたと思う。

○家裁の実態

法律は 766 条で一応あるが、方や裁判所にいくと、週に一回会いなさいという審判結果が出て、方や年に3回写真だけを送りなさいという結果が出て、同じ法律なのに、何でこんなに違うんだと、そこはやっぱり納得できないところで、個々の状況に応じて裁判所はきめ細かな対応をしているんだという言い方をするけれども、法治国家なんだから、いくらなんでも、この開きはない。

○親権のない親

例えば、戦前、女性の参政権がなかったのと似たようなもので、親だけれど、親としての法的な権利というものが何も保障されてないわけで、親としては半人前以下という扱いが大体今の

実態かなあとと思う。協議離婚で、親権はどっちにいても、子どもの面倒はお互い協力している夫婦でも、そのことについて法律が何らかの保障を与えてくれるとかいうわけでもないし、子ども見ている側がある日突然、気が変わりましたっていってしまえば、会えなくなるということは当然ありうるというようなことになっている。日本では、親権だけ決めれば、それでいいって形になっていて。それは親権があるほうが子ども面倒見たらいいでしょ、かた方の親はいらないでしょ、という考えでそうなってると思う。

○海外

子育ての問題と養育費の問題の両方決めて、それを裁判所に提出することによって離婚が成立する。裁判所を経た離婚だからそれに違反すると、法廷侮辱罪になって収監される。それが一種の強制力である。海外では、平日はお母さんが子どもを見て、休日はお父さんが見て、長期休暇の間は分け合うみたいな子育てのあり方というのが一般的にあるといわれている。法律がそうなっているというのがある。社会の認識がそうなっているというのもある。もう一つはやっぱり、それだけの強制力が背景にある。そこまでやって、海外の共同子育てというのが成り立っていくのは、子どもにとって、それがいいという共通認識が出来ているということ。会わしたほうがいいのか、会わせない方がいいのかという議論は、海外では終わった議論であり、会わせたほうがいいのかというのが原則であって、その中でも、いろいろ例外はあるので、きめ細かく応じていくという形をとって共同親権とか共同子育てというのが出来ていった。

○共同子育てのための共同親権

会えればいだけでなくて、子どもの成長に関わりたいわけだから、そのことについてしっかり保障してほしいと思っている。

もう一つは、単独親権だと、どこまで行っても会わせてもらうという立場が変わらない。共同親権でも、実質上は離れて暮らしているわけだから、共同子育てといっても、どちらかが制約されたり、金銭状の問題もあるし限界はあるが、法的な立場が不平等であるということについては、最低限平等性というものを保障してくれるような法体系というものができていかない限りは、問題は根本から変わっていかない。

○子どもにとって

子どもにとって離婚は、自分が立ってる地面が揺らぐくらいの大事件だと言われているが、片方の親がいなくなってしまうということは、その事件を乗り越えるにおいて、普通に考えればもっと障害になる。

○ビジテーションセンターが必要

「共同子育て」と言ったところで、当事者同士でやりとりするってことは難しい。法律があったとしても難しい。その為に第三者の支援が必要。海外では、面会交流の仲介をすることについて、様々な行政のサポートがある。僕たちも地域の中で、ビジテーションセンターをつくって行きたいと思っている。子どもにとって、両方の親と行き来できることが利益であるというふうに考えるのであれば、そのようなことを求めていく必要が、行政もそのようなサポートをしていく必要があるんだろう。子ども持ってる側が DV の加害者の場合もある。この場合、会いに行くことができない。

○養育費と人質取引

子どもを使った取り引きというのが、割とされている。これだけの額の養育費を払うまで会わせないとか。

母子がその後安定した生活を送っていくにおいてはきちんとした経済的基盤というものがあつた方がいいので、その為にお金をちゃんと取っていくということは、普通に弁護士も考えることであつて、こどもを引き離すことは人権侵害だつて頭がなければ普通にやってしまう。まじめな弁護士であればあるほどやってしまう。

相手が会わせてくれないのに、養育費払って下さいっていわれる。法律も変え、やり方を変えればたぶん養育費を払う率も変わっていくだろうと思う。

○差別の問題

いろんな構造の問題がある中で、「あなたに原因があるんでしょ」というふうに言われること自体が差別の問題。

3. 主な議論

(1) 弁護士費用について

○弁護士費用については、場所にもよるだろうし、弁護士のメンタリティの問題もあるだろう。単純に言うと、依頼されている方が、お金を持っているかどうかでもかなり変わってくる。お金のない方には、それなりの公的な援助制度というのはあるので、一時金で払うということも、少なくともない(男性弁護士)。

(2) DV防止法との関連。バックラッシュに利用されない運動を。

○子どものために思い、子育てをしていきたいという方もいっぱいおられると思うが、そうではない人に利用されないように、この活動をしてもらいたい。

○DV加害者が子どもを利用することが非常に多いので、加害者がこういう会を利用して、悪用するという危機を感じてここに参加している。子どもを利用してお母さんに危害を加えるのを、やっぱり非常に注意して欲しいと思う(DV被害支援者)。

○バックラッシュの動きというのは、国立市を発祥地にしたところがある。引き離され当事者っていうのは誰も救ってくれなかったわけだから、唯一バックラッシュ派が作ったグループが話しを聞いてくれる所で、まずそこに行ってしまうところではあったと思う。実際僕の知り合いも、そういうところで話を聞いてもらってる人はいる。DV防止法は基本的には緊急対応。当然、共同親権の国にもDVはあるわけだから、共同親権の中で、一部例外としてDV防止法というのが作られてきたのが実態だと思う。親子交流すべきだっていう話になっていけば、じゃ例外どう

するんだっていう風になっていくが、日本の場合、今、引き離してもいいのが原則だから、例外が原則になっている(宗像)。

○DV加害者をどうするか、本当にそれがないと、その人が住んでいる町を歩けない。自分の住所を隠したりするだけで何も救われない。私のカウンセリングももちろんして欲しいけれど、相手のカウンセリングもきちっとして、その人が心から、なぜこうなってしまったかっていうところまでいって初めて、みんなが救われると思う。そういう世界を作っていけないと、引き離したり分断したりっていう世界というのは、おかしいと思う。何も救われるものがない世界と思う(DVの被害当事者)。

(3) 子どもの側の視点

○私の娘も離婚して、子どもを連れての再婚をしている。再婚相手にはパパと呼ばせ、会いに来る実の親にはお父さんと呼ばせ、会いたいときさせている。娘は、パパがいて、実のお父さんがいるということは、子どもには普通のこととして育てていきたいと言っている。そういうふうになれば一番いいのかなって思う。それができないから法的な整備をしていかなきゃいけないのかなと考えている。DVの問題もとても大切だと思っているが、一般の離婚の、両方とも一生懸命だけれどもカップリングが悪くて、それで子どもに会えないっていう離婚の率って高いんじゃないかと思う。子どもの側の視点が大切。

宗像さんにご寄稿いただきました。宗像さんは、フリーライター。
日本女性学研究会ラッキーね！！

「共同子育てのための共同親権」宗像 充

ぼくは2年前に子どもを相手方に渡し、家裁に面接交渉の調停を申し立てた後、審判を経て現在高裁に抗告中である。家裁の審判は2ヶ月に1度2時間というもので、これまで無数の親子関係を絶ってきた家裁の「相場」から言えばさほど突拍子もないものとは言えないのかもしれないけれど、365日分の12時間の子どもとの触れ合いであり、1日換算では2分にも満たない面会交流である。

ぼく自身は2年間の相手方との同居生活中、法律婚はしていない。形式よりも中身が大事だし、その必要があるとは思えなかったというのが、その理由なのだけれど、周囲の女性たちからは、籍を入れるように言われたことを覚えている。男女間の権力関係という観点で見ると、女性の側の地位への法的な保護という意味で、法律婚を勧めたというのが今考えればその理由だというのがわかる。相手方はいっしょに暮らす前は、働くということをやっていたのだけれど、子どもが生まれてからは「子どもが小さいうちは子どもといっしょにいたい」と言い、結局は、彼女の連れ子も含めて4人の生活を経済的に支えたのは、ぼく一人だったということになる。とはいっても、ぼく自身は自営の仕事なので、安定して十分な収入があるというわけでもなく、その後も自分が「一家の大黒柱」であるという価値観を進んで受け入れるという気にはなれなかった。家事については生活習慣の延長だったし、家事育児をぼくも普通にしていたわけだ。経済的に困窮することがわかっていても「専業主婦がしたい」という彼女との間で、葛藤が高まっていく。

いろいろあったけれど、最終的には彼女のほうが男性のところ子どもを連れていなくなるということで関係は破綻する。話し合いで一時的にぼくが上の子も含めて子どもを預かっていた時期があった。その間、彼女が子どもたちに会いたいと言えば、宿泊付で会わせていたのだけれど、会わせるという約束だったとはいっても、経緯が経緯だけに、会うたびごとにいろいろと子育てのこまごまとしたことに注文をつけられ、正直、子どもを会わせるということより、彼女と接触を持つことがいやで、何とかならないか、やはり周りに相談したことがある。

「そんなにいやなら、相手に子どもを渡しちゃいなさい」

そのとき相談した元母子家庭をしていた女性にはそう言われた。

「別れた相手との子どものやりとりは難しいし、いやな思いをすることはあるよ。でも、それが子どもを預かるということよ」

今考えれば、それは共同親権の発想そのものだった。法的にも、法律婚をしていないぼくには

親権はなく、共同親権に近い状態だったと言える。パートナー関係の法的な保護という視点ではたしかに女性が不利になることもあるだろうけれど、親子関係という面では、事実婚は婚外子と父親の親子関係を今度は守る手立てがない。

実際、その後彼女は子どもに会いに来なくなり、ぼくが子どもを会わせないという実績を一方的に作り上げた上で、人身保護請求を裁判所に申し立てた。親権がないぼくに法的に対抗のしようもなく、面接交渉についての取り決めを結んだ後、子どもを渡した。そして子どもと会えなくなった。

「子どもは親権者のもとにいるのが常識でしょう。あなた法学部だからわかるでしょう」

それが高裁の裁判官と弁護士会の子どもの権利委員会に所属する相手方弁護士の言葉だった。親としての役割の中身など、法の前では何の意味もない。

相手方といっしょに暮らしていた男性は、わざわざ陳述書を書いてきて、子どもを引き取った後は彼女と再婚し、ぼくの実子も含めて「社会的な責任を果たすために」養子にすると述べていた。親子関係の実体よりも、「社会的な体裁」のほうを裁判所は重視することを念頭に置いての発言だろう。彼女が再婚することについてはどうでもよいけれど、子どもが再婚するわけではない。

共同親権となれば、社会的に不利な地位のまま、一人にのしかかる子育ての負担に呻吟する母子家庭の母親が、子どもの成長の折々で別れた相手方の許可を求めなければならず、いっそう葛藤が長引いていくのではないかという危惧は当然にしてあるだろう。平日の身の回りの子どもの世話を母親にさせたまま、週末のみ子どもと遊ぶ父親は、アメリカでは「ディズニーランド Daddy」と呼ばれていたわけだけれど、そういうカップルは特に別れていなくても今でも少なくないに違いない。少し前まで想定されていた別居親の父親の姿は、子どもには会わなくても黙って養育費を払うというものだった。それは、性別役割分業が徹底した時代の父親の姿を、離婚後にスライドさせたものに過ぎないわけだけれど、経済成長の時代の「養育」とは社会的に見れば経済が主たる関心事であり、離婚後であれば「養育費」の問題であったのかもしれない。

しかし、今も昔も子育てに普通にかかわる父親は確実にいたはずである。単独親権制度のもと、親権を奪われ、愛する子どもと会うことを妨げられ、精神的に破壊的な打撃を受ける親たちの姿は公然化してこなかった。こういった親たちの存在を無視することは、育児への男性の参加を、運動だけでなく行政側も推進している今日、いっそう難しくなっている。離婚したからといって、その日から「親じゃないから」と言われても納得しようもないだろう。海外では議論され尽くしてきた親と引き離される子どもの、成長における影響など、話題にすらされてこなかった。子どもの4、5人に一人が、成人するまでの間に親の離婚を経験しているにもかかわらずである。

共同親権は、共同子育てを離婚後においても実現するための法的な保障として重要だし、誰が子どもの親なのかを、形式ではない実体から判断するにおいて、単独親権制度は矛盾に満ちた制度でもある。そして結局のところ、貧しい女性の就労環境と、社会的な関係において大きすぎ

る男女間の格差は、女性の側だけでなく、育児とともに一家を支えるだけの稼ぎを期待される男性の側にも、重くのしかかっていく。

「共同子育てのための共同親権」が、こういった窮屈な人の生き方やいびつな親子のあり方を変え、社会的な人どうしの関係を変えていくツールとしても機能することを期待している。

♪おわりに

男女双方が自分の子どもは自分で育てて当たり前。日本社会の規範は、女性には、自分の子どもなんだから育てて当たり前としてきましたが、男性には、育てる育てないは選択制を採用してきました。これが、そもそも、日本の国で、男性の育児放棄、性の放縦を奨励し、離婚後や婚外の子育てを、女性が一人で担うことを押しつけてきました。

そのような歴史を持つ社会で、離別後も、自分の子どもは自分も相手の女性も共同で育てて当たり前、子どもに会いたくて、関わりたくて、それが当たり前とする人権感覚のある男性が、言わば社会から差別や迫害を受けている根拠のような気がします。。。

片道4時間以上かかる埼玉の嵐山まで、日本女性学研究会運営委員からは、3人(片山生子、森理恵、矢野裕子)のメンバーが参加しました。「天皇制とフェミニズム」例会と、連日で参加するメンバーたちは大忙しでした。私は間に合いませんでしたが。本当にお疲れ様でした。

♪日本各地から、当日参加された方、ぜひ感想などをVOWにご投稿ください!

8月例会 司会 森理恵 報告 矢野裕子